

国内クレジット制度及び関連制度について

平成22年12月3日 作成
平成23年8月20日 修正
平成23年10月19日 修正
平成24年4月1日 修正

那覇市地球温暖化対策協議会会員
おきなわアジェンダ21県民会議法人構成員
内閣府沖縄総合事務局排出削減認証構成機関



環境省地球温暖化対策地域協議会

沖縄CO₂削減推進協議会

住所: 那覇市辻3丁目1番40号
TEL (098) 988-6301
FAX (098) 988-6302

前書き	1
○地球温暖化について	1
○京都メカニズム、京都議定書の概要	1
○京都メカニズムでは3種類	2
○海外の排出量取引制度	3
○欧州における取引状況	4
国内外の排出量取引等の種類は	5
国内の排出量取引等に活用できる国の支援策	6
各種制度と補助支援策の活用スキーム	7
各種制度間や各機関の関係性について	8
国内クレジット制度について	9
国内クレジット制度に活用できる補助制度について	15
国土交通省の支援補助事業(建築物省エネ改修推進事業)	16
経産省の支援補助事業(建築物高効率エネルギー促進事業 建築に係るもの)	19
経産省の支援補助事業(建築物高効率エネルギー促進事業 住宅に係るもの)	21
経産省の支援補助事業(エネルギー使用合理化事業者支援事業)	22
太陽光発電システムの補助金制度について	23
オフセット・クレジット(J-VÉR)制度について(カーボンオフセット認証制度)	24
温室効果ガス排出削減・吸収クレジット創出支援事業	25
国内クレジット制度とオフセット・クレジット制度との比較	26
自主参加型国内排出量取引制度	27
温室効果ガス排出削減目標設定による設備補助	28
グリーン電力証書について	30
ソーラー環境価値買取事業について	31
各種制度登録簿の関係について	32
国内クレジットを活用したカーボンオフセットについて	33
カーボンオフセットスパイラルについて	35

前書き

GHG(温室効果ガス)排出量削減の制度を活用するためには地球温暖化や京都メカニズムや海外の取引状況などを理解が不可欠です。

○地球温暖化について

地球は、太陽からの日射で温められ、その熱を再び放射しています。放射された熱の一部を吸収し、再び地表に戻す働きをしているのが、CO2を始めとする温室効果ガス(Greenhouse gas, GHG)です。GHGがなければ地表の温度はマイナス18℃になると考えられています。GHGの働きがあつてこそ、地球は15℃という平均気温になり、人間はじめ生物が生きるのに適した環境が保たれています。

○京都メカニズム、京都議定書の概要

はじめに、排出量取引制度の根拠となっている、京都議定書とは何かをみていきましょう。地球温暖化防止に向けた国際的な枠組は、気候変動枠組み条約(United Nations Framework Convention on Climate Change, UNFCCC)として1992年に採択、1994年に発効されましたが、この条約では、大気中の温室効果ガス(Greenhouse gas, GHG)※1の安定が究極の目標としてうたわれています。この条約に基づき、各先進国※2が2008～2012年(第一約束期間)までにCO2をはじめとする6種類のGHGをどれだけ削減する義務※3があるのかを定めたものが、京都議定書(1997年採決、2005年発効)です。1990年比6%削減という目標を負う日本の場合、言い換えれば、2008年～2012年について、1990年レベルの94%までの排出が許されていることを意味します。各国は、この目標相当量の排出枠が初期割当量(Assigned Amount Units, AAUs)として与えられているのです。

※1、6種類の温室効果ガス(GHG)

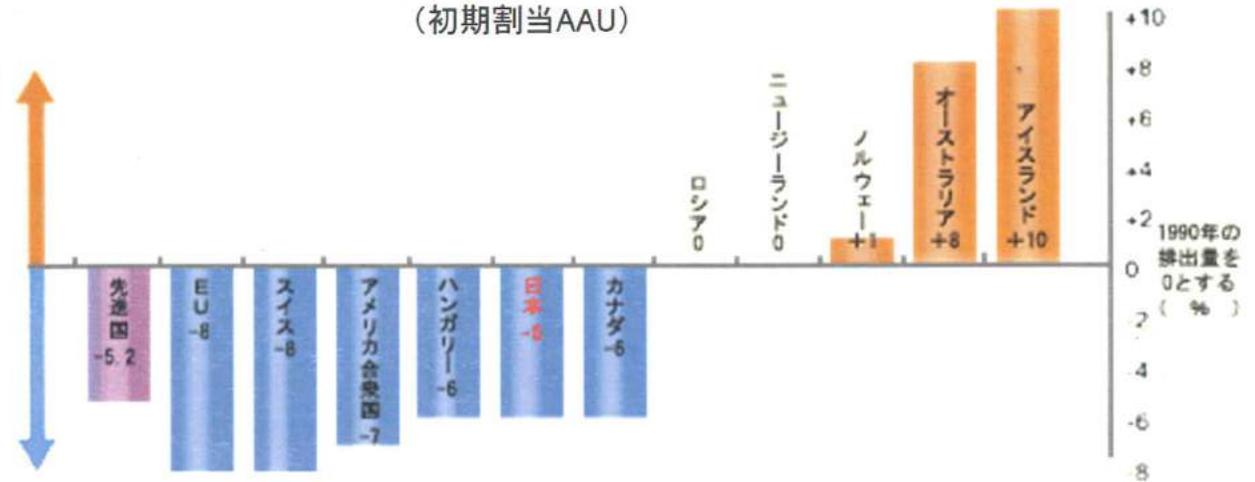
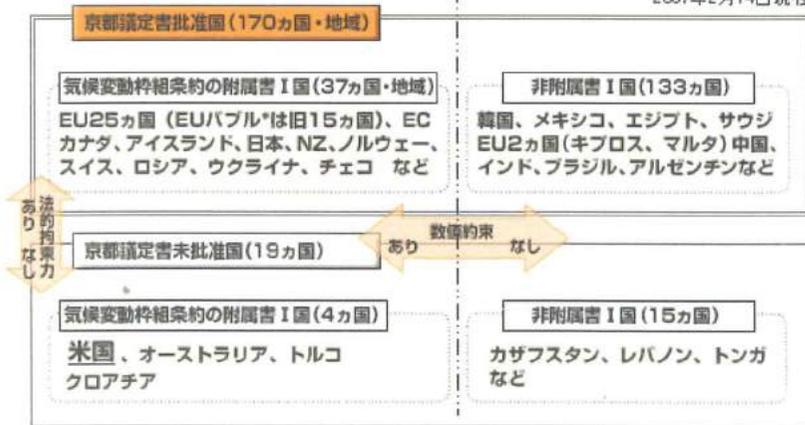
二酸化炭素(CO2)、メタン(CH4)、一酸化二窒素(N2O)、ハイドロフルオロカーボン(HFCs)、パーフルオロカーボン(PFCs)、六ふっ化硫黄(SF6)

※2、UNFCCCと京都議定書の批准国

※3、京都議定書で定められた各国の削減目標(1990年比)(初期割当AAU)

気候変動枠組条約批准国(189カ国・地域)

2007年2月14日現在



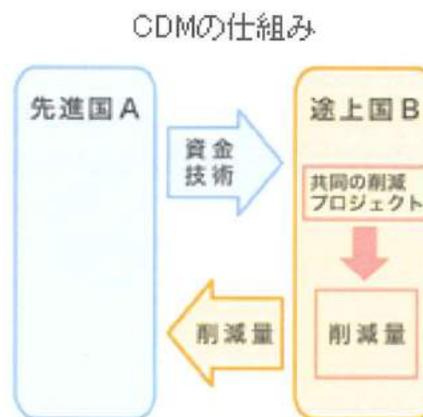
※ EUバブル:EU加盟のうち旧15カ国(2004年5月拡大前)は、共同で-8%の削減約束を負っている。(個々の国々の総排出量が各国の割当量の合計量を上回らない限り、各国の目標達成の有無によらず、目標が達成されたと見なされる。)

○京都メカニズムでは3種類

京都議定書で先進国が義務付けられた排出削減目標を、他国と融通しあって、費用対効果の高い方法で達成するためのメカニズムが、京都メカニズムと呼ばれるものです。京都メカニズムには3種類あります。京都メカニズムには3種類あります。

1、クリーン開発メカニズム(CDM:Clean Development Mechanism)

クリーン開発メカニズム(CDM)とは、先進国の政府や企業が、途上国(ホスト国)におけるGHG排出削減・吸収プロジェクトに投資や技術提供を行うことにより、そこでの排出削減分(あるいは吸収増加分)の一部を自国に移転させる仕組みを指します。CDMプロジェクトを開発するときには、「もしこのプロジェクトがなかったら、排出量はどれほどだったのか」というベースライン排出量を設定します。そこから減った分だけを、CDMのクレジット(Certified Emission Reduction, CER)として与えられます。CDMのプロジェクトサイクルは図の通りです。(5年平均で1%以下)

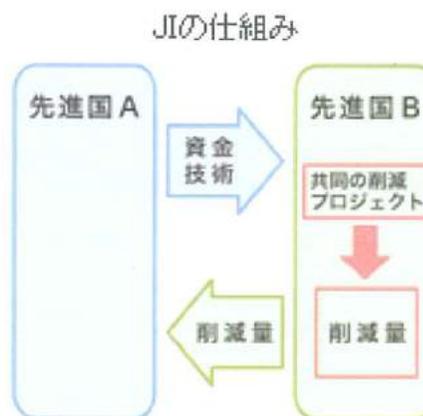


出典:京都メカニズム
情報プラットフォーム

2、共同実施(JI:Joint Implementation)

共同実施(JI)とは、京都議定書のもとで排出削減目標を負う先進国同士の間で、GHG排出削減・吸収プロジェクトを行い、そこからの排出削減分(あるいは吸収増加分)の一部を投資国側に移転する仕組みを指します。JIプロジェクトから生じるクレジットは、ERU(Emission Reduction Unit)と呼ばれます。

CDMと異なるのは、共に排出削減目標を負うために、先進国全体で見た場合に、排出量は変わらない点です。プロジェクトの手続きとしては、CDMと類似していますが、相手国が一定の条件を満たしている場合には、手続きを簡略化することができます。



出典:京都メカニズム
情報プラットフォーム

3、国際排出量取引(ET:Emission Trade)

国際排出量取引とは、京都議定書のもとで排出削減目標を負う先進国同士が排出枠の取引をする仕組みを指します。この仕組みを使えば、目標よりも進んだ排出削減を行った国が、目標達成の難しい国に対し、余剰分の排出枠を売ることが可能です。このうち、排出枠の売却により得られる対価を温暖化防止関連やその他環境関連への投資に使うよう条件付けた上で、余剰分の排出枠を購入する仕組みを、グリーン投資スキーム(GIS)といいます。

○海外の排出量取引制度

排出量取引制度は、古くは1970年代から米国で、SO₂やNO_xの排出削減手法として用いられてきました。CO₂についても、2002年に開始された英国排出量取引制度(UKETS、現在は欧州排出量取引制度に合流)を始め、2005年からはEUでも排出量取引制度(EUETS)が導入されました。その他、米国ではシカゴ気候取引所(CCX)のような、民間主導の取引も活発化しています。また、州等の地域レベルでの排出量取引制度も複数導入を計画しています。最近の動きとして、2007年10月の国際炭素行動パートナーシップ(ICAP)の創設や、2009年1月の欧州委員会の次期枠組みに関する包括的な提案に見られるように、世界各地の国内排出量取引制度をつなごうとする動きもみられます。

欧州	欧州排出量取引制度(EU-ETS)	2005年開始。現在第2フェーズ(2008-2012年)。EU27ヶ国、約11,400の直接大型排出源施設を対象とする。
米国	北東部地域GHG削減イニシアティブ(RGGI)	2005年、北東部7州が合意。2009年から第一遵守期間(2009-2014年)開始。現在は10州が取引に参加、その他米国1州、カナダ3州の計4州がオブザーバー参加。2008年から2009年までに6度のオークションを実施。2010年は4度のオークションを開催予定。
米国	中西部地域GHG削減協定(MGGA)	2007年11月、米国中西部6州とカナダ1州の計7州が発表。その他オブザーバーとして、米国3州、カナダ1州の計4州が参加。2009年6月、2012年からのキャップ・アンド・トレード制度の導入に向けた制度設計草案を発表。
米国等	西部気候イニシアティブ(WCI)	2007年2月発表。2012年に排出量取引制度導入予定。現在、米国7州、カナダ4州の計11州が参加、その他米国6州、カナダ1州、メキシコ6州がオブザーバー参加。
米国	シカゴ気候取引所(CCX)	2003年開始。現在第2フェーズ(2007-2010年)300団体参加。(2011年1月末に中止する)
米国	米国気候行動パートナーシップ(USCAP)	2007年1月発表。企業30社等が参加。連邦政府にキャップ・アンド・トレード等の排出削減の制度化を求める。
EU、米等	国際炭素取引協定(ICAP)	2007年10月発表。EU、ニュージーランド、WCI、RGGI等が排出量取引の共通化を視野に、情報共有。日本政府はオブザーバー参加。2009年5月、東京都が正式メンバーとして加盟。
カナダ	気候変動政策	2007年4月発表。2010年に排出量取引制度を導入予定。
豪州	排出量取引制度	2007年5月発表。2011年に排出量取引制導入予定。2010年2月、同制度に関する法案を議会に提出している。
豪州	ニューサウスウェール州	2003~2012年、排出量取引制度を運用中。
NZ	排出量取引制度	2007年9月発表。2008年、森林部門へ導入、以後2015年まで順次対象部門を拡大予定。2009年11月、同制度に関する法案が可決された。

○欧州における取引状況

欧州排出量取引制度(EU-ETS)は、2005年から運用が開始されたキャップ・アンド・トレード型の排出量取引制度です。キャップ・アンド・トレード型では、制度の対象となる企業や施設に対し、一定期間中の排出量の上限(キャップ)が課されます。EUETSで対象となっているのは、発電、鉄鋼、セメント、紙パルプなど大型直接排出減の施設です。加えて、2012年から航空部門が対象に含まれ、2013年以降の枠組みでは、アルミや化学等の分野にも対象が拡大されます。

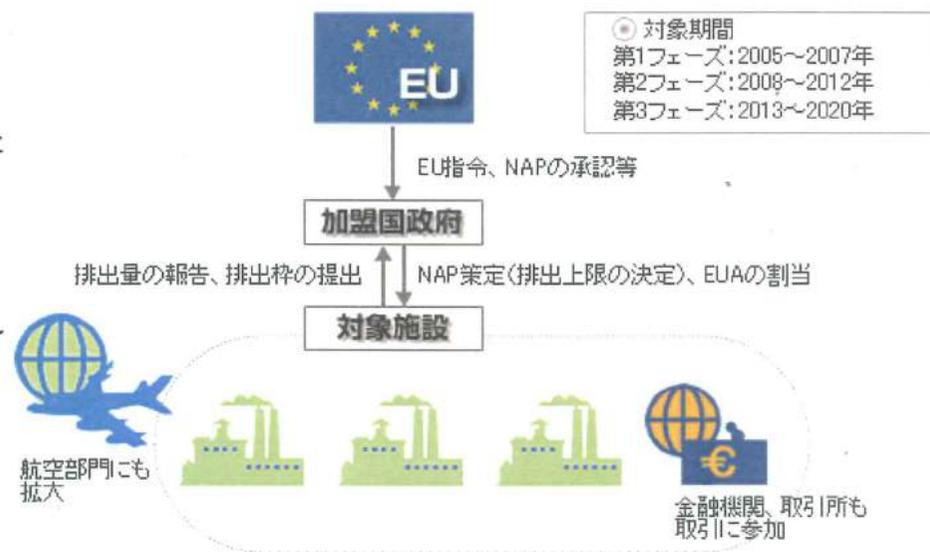
このような対象設備に対し、EU加盟国政府が国別割当計画(NAP)の策定を通して、排出上限を決定し、対象施設に対して、EUAと呼ばれる排出枠として割当てます。対象施設は割当てられた排出枠よりも少なくなるように、実際に排出量を抑えなくてはなりません。排出上限よりも実際の排出量を少なく抑えられた施設は、余剰の排出枠を市場で売ることができます。一方で、上限を超えた排出をしてしまう企業は、自ら排出削減努力をするか、超過分を市場から買ってこなければなりません。市場から買ってくる排出枠には、EUAのほか、京都議定書で定められたクリーン開発メカニズムや共同実施からのクレジットも使用することができます。

EUETSでは、上限を超えた排出をしてしまった企業に対しては、1t排出が超過する毎に40ユーロ(2005～2007年における第1フェーズの場合)または100ユーロ(2008～2012年における第2フェーズの場合)の罰金が課されます。また、超過した排出量分だけ、次の年で排出できる量が少なくなります。

第3フェーズ(2013年～2020年)では、第1、第2フェーズのような国別割当計画による割当を行わず、欧州レベルで割当総量を設定し、2005年比で21%削減となるよう毎年1.74%ずつの割合で割当総量は減少されます。これまで無償割当が大半を占めていた割当方法についても、第3フェーズでは大きく変更します。例えば発電部門の対象施設は、一部の例外を除き、オークションにより原則100%排出枠を購入しなければなりません。全体では、オークションの比率は、2013年の20%から2020年には70%へと増大し、2027年には100%となることが目指されています。

○欧州に置けるCER価格の変動と要因は2008初頭に原油高騰により25ユーロまで上げたがリーマンにより18ユーロまで下げ更にギリシャの破綻危機により7.6ユーロまで下げ現在は約12ユーロです。

(通常は原油が上がるとCERの価格は下がるが、この場合原油から石炭へ変更しCERを買った方が得と言うことで買いに走ったためです)



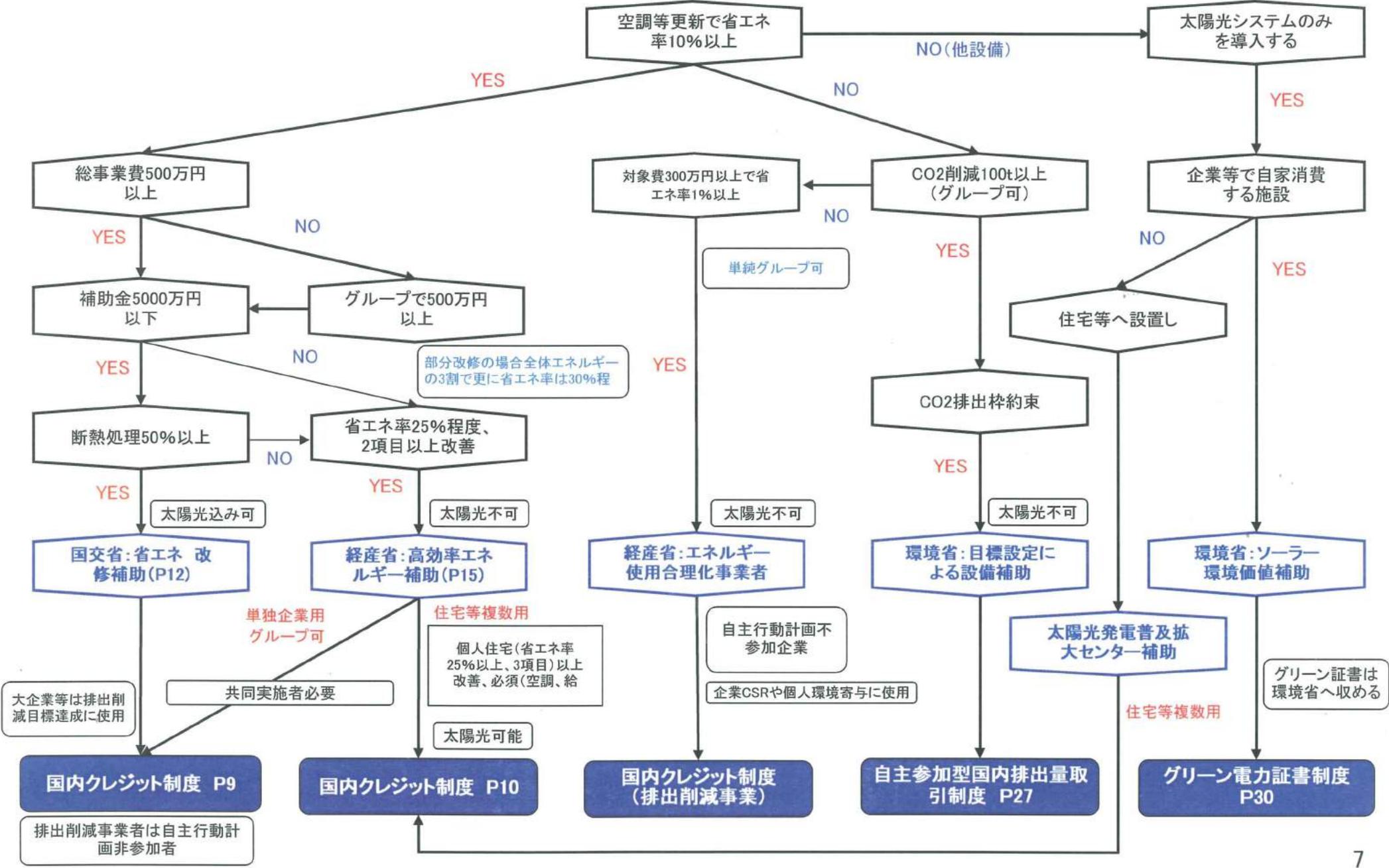
国内外の排出量取引等の種類は

		取引/制度等	クレジット	特 徴	クレジットなど目安価格
京都メカニズム (国連型)		排出量取引(ET)	取引	先進国間の取引(40ヶ国)	-
		クリーン開発メカニズム(CDM)	認証排出削減量(CER)	途上国へ排出削減事業を実施し削減分CERを獲得する(148ヶ国)	参考4000~5000円と考えられていたが2009年に約1000円まで下落し現在は1500~1800円(プロジェクトによって差有り)
		共同実施(JI)	クレジット(ERU)	先進国間で削減事業を実施し削減単位を投資国へ移転	-
日本国内	取引	自主参加型国内排出量取引制度(JVETS) ※P28	取引 (自主目標設定)	排出削減試行スキームにおいて削減目標を設定し企業間による取引	2010年4月~2011年9月末までの取引は概ね830円/t-CO2でした
	オフセット・	国内クレジット制度 ※P9	国内クレジットVER	民間基準に基づき排出削減プロジェクト等を行い発行されたクレジット	目安として約1,000円~1,500円
		オフセットクレジット制度 ※P25	J-VER	国内の排出削減・吸収プロジェクトからのクレジット	参考約10,500円/t-CO2(報酬込み)
	その他	クリーン電力証書制度(REC) ※P31	その他	炭素クレジットそのものではないが、炭素換算にしてオフセットに使用されることがある。	-
	取引	東京都のGHG排出総量削減義務と排出量取引制度	取引 (キャップアンド・トレード)	罰金上限50万円、必要量を調達し請求	排出権価格指標に15,000円/t-CO2
EU-ETS		欧州型排出量取引(EUA)	キャップアンド・トレード	ヨーロッパにおける企業間の取引	2009年2月12日に7.96ユーロ、CERは7.6ユーロと大きく急落した、現在は12ユーロ

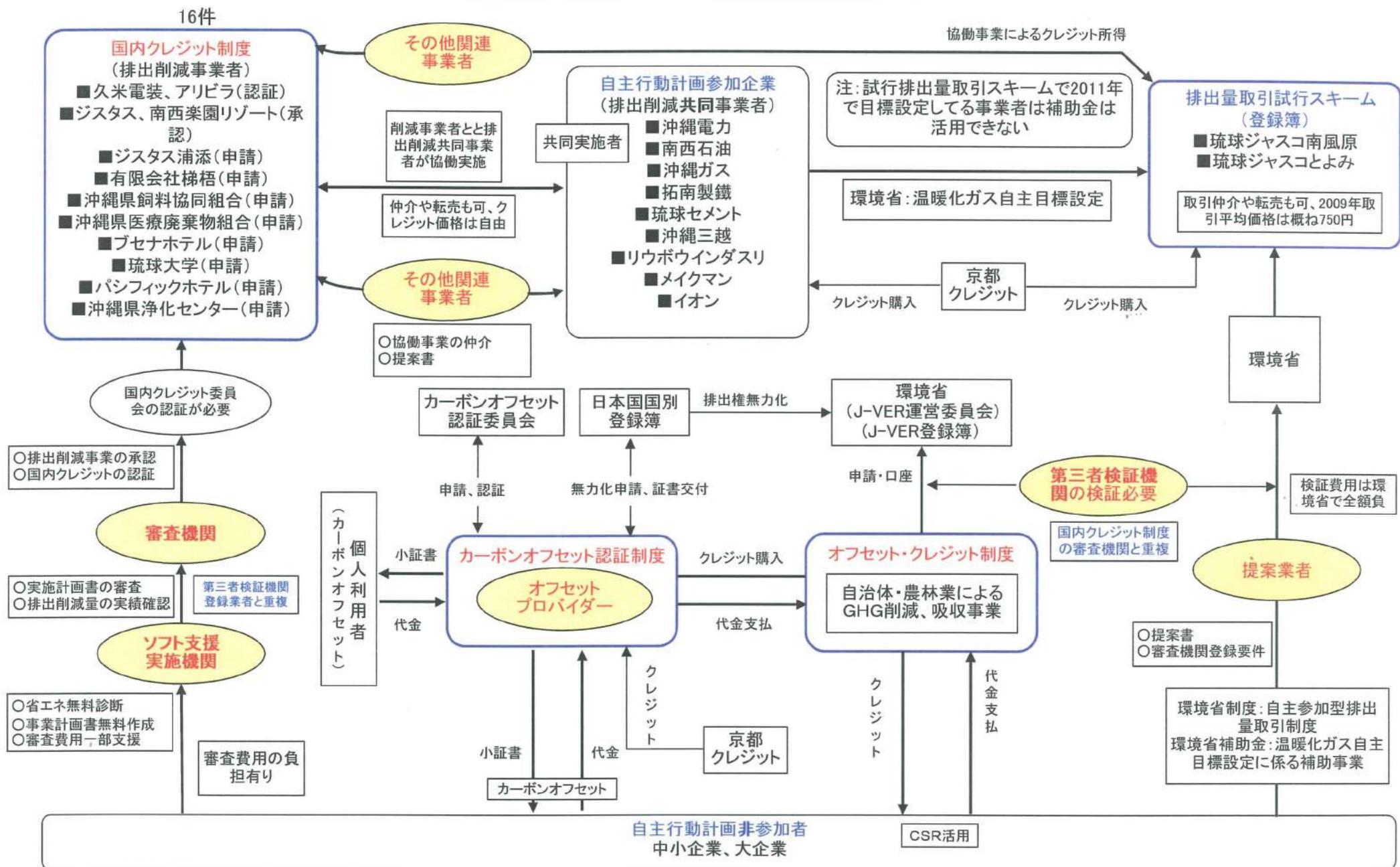
国内の排出量取引等に活用できる国の支援策

制度所管 省庁	取引/制度	支援策	補助率	主な目的	事業資格	削減事業者	補助金の取扱い
環境省	自主参加型国内排出量 取引制度 ※P27	環境省: 温室効果ガス削減目標設定による設備補助(上限2億円) 運用が難しい	上限1/3	自主行動計画の目標達成	民間	試行スキーム目標 設定企業	約束排出枠以外の 余剰のみ販売
経済産業 省、環境 省、農林 水産省	国内クレジット制度 ※P9	国交省: 省エネ改修推進事業 普通 (上限5000万円) 経産省: 建築物高効率システム促進事業 (上限なし) やや難しい 経産省: エネルギー使用合理化事業者支 援事業(50億円以下) 難しい	上限1/3	自主行動計画(大企 業等)の目標達成	民間、公 共団体、 共同実施 者必要	自主行動計画非参 加者	補助金による割引 有り
経済産業 省、環境 省、農林 水産省	国内クレジット制度 (プログラム型)	NEDO: 建築物高効率システム促進事業 (上限なし) 簡単	上限1/3	自主行動計画(大企 業等)の目標達成	住宅等	自主行動計画非参 加者	補助金による割引 有り
環境省、 林野庁	オフセットクレジット制度 ※P24	環境省: GHG排出削減・吸収クレジット 創出支援事業(上限5000万円) 普通	上限1/3	社会責任(CSR)	民間、公 共団体	なし	補助金による割引 なし
環境省	グリーン電力証書制度(REG) ※P30	太陽光発電等再生可能エネルギー活用 推進事業(ソーラー環境価値買取事業) 普通	30万円 /KW上限	地域の独自性を活 かし環境省のカーボ ンオフセットに活用	民間	なし	削減量を環境省へ

各種制度と補助支援策の活用スキーム



各種制度と各機関の関係性について



国内クレジット制度について

○国内クレジット制度とは

中小企業等(排出削減事業者)が大企業等(共同実施者)から資金(クレジット売却)や技術・ノウハウ等の提供を受け協働(共同)でCO2排出削減に取り組む仕組み。

○国内クレジット制度の意義

- ・CO2削減がほとんど進んでいない中小企業、サービス業、農林業など幅広い分野で排出削減を促進する。
- ・これまで京都クレジット購入で海外へ一方的に流出していた資金を国内に回帰させる。

○排出削減事業の種類は

- ・承認排出削減事業者と承認プログラム型排出削減事業者あり後者は、たとえば住宅等でCO2削減が少量をまとめた事業です。

排出削減事業者



中小企業等

自主行動計画へ参加していない企業中小企業や大企業が排出削減事業者へなることができます(自主行動計画参加者は事業者にはなれません・電力業界・病院等・私立学校・遊戯場等)

排出削減事共同実施者

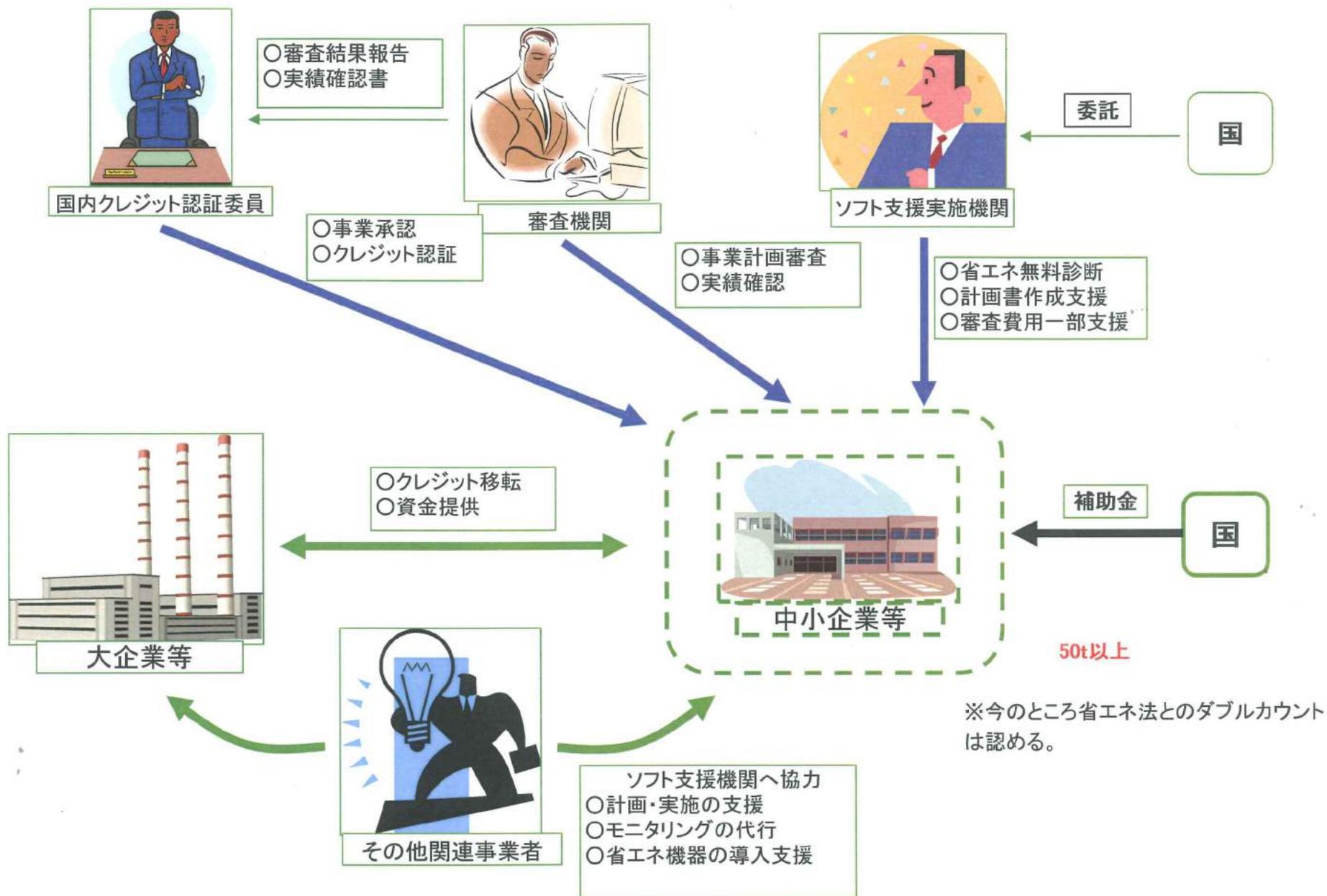


大企業等

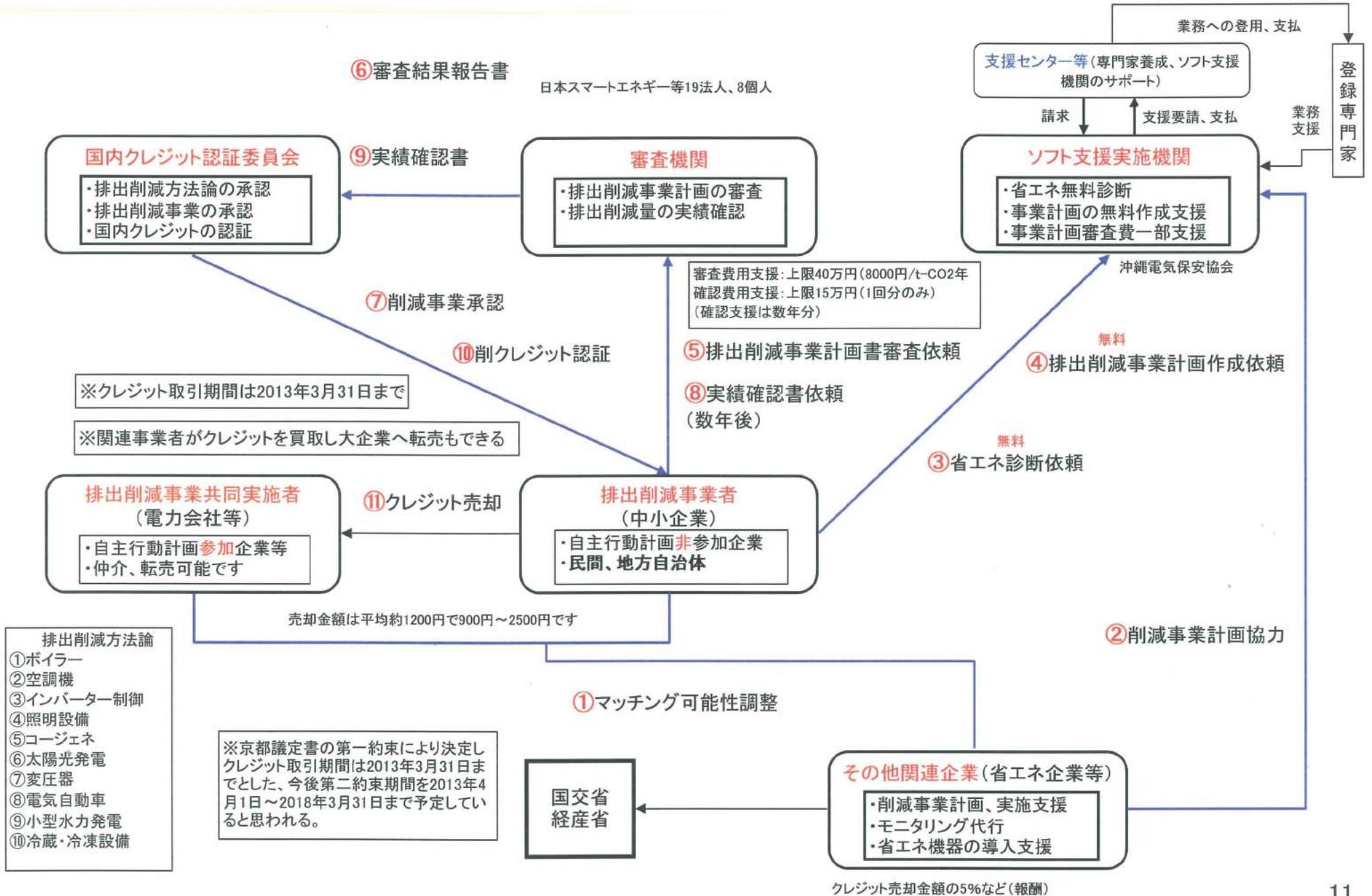
全ての企業が共同実施者になれます、現実的には大企業が自主行動計画の目標達成に活用することが多い(ちなみに電力会社は1990年比で2008年度～2012年度までに20%設定している)

※自主行動計画参加者は排出削減事業者にはなれませ

○国内クレジットの各機関と企業との関係性(簡易)



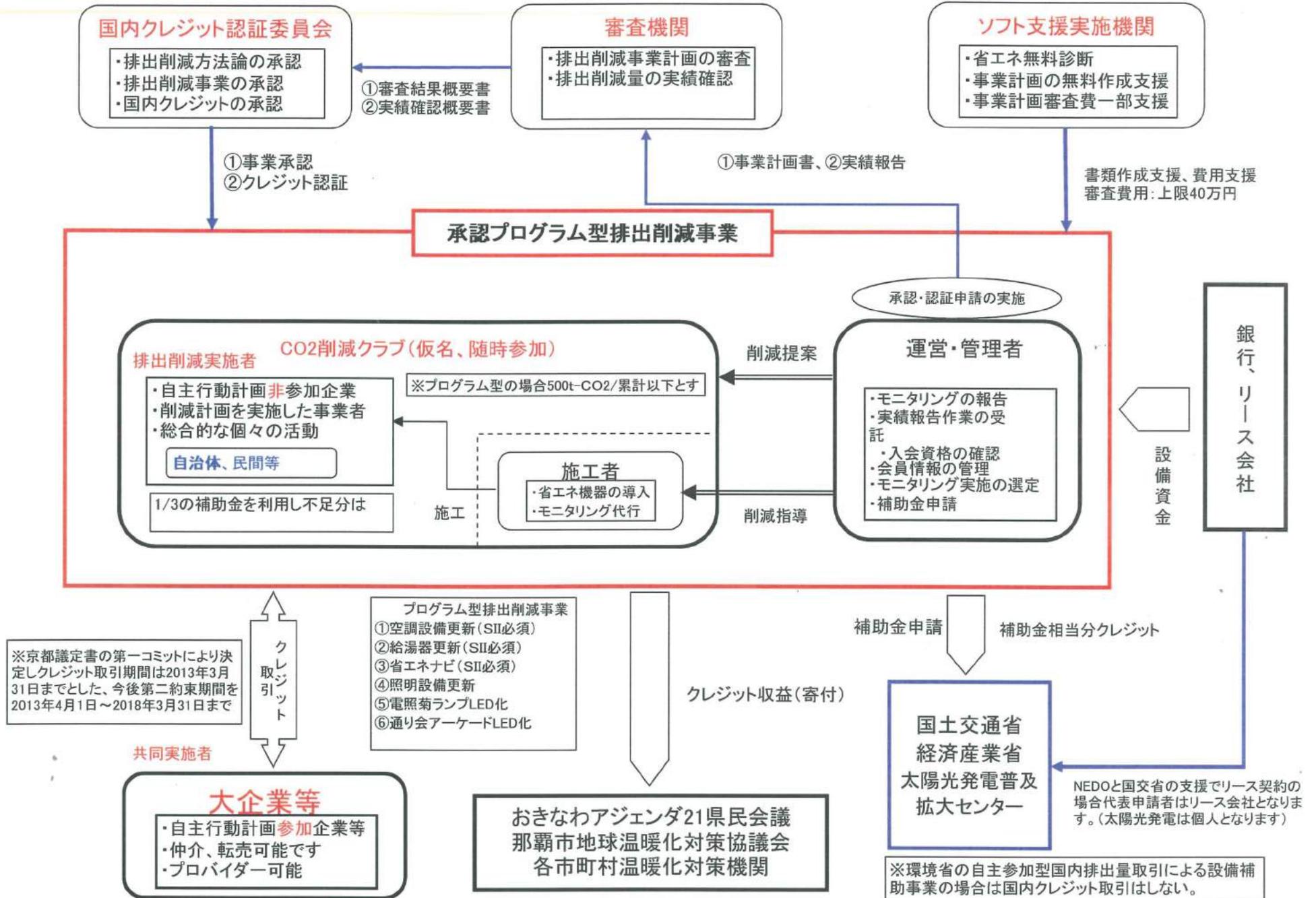
○国内クレジットの各機関と企業との関係性(詳細)



○プログラム型排出削減事業(住宅等をまとめて実施)

日本スマートエネルギー等19法人、8個人

一般財団法人沖縄電気保安協会



○各支援策の使用の例として

- ・専用住宅の複数の施設についてプログラム型を使い空調、給湯、省エネナビ、照明はSIIの補助金を活用し、太陽光発電システムは太陽光発電普及拡大センターの補助を活用し、これで出たクレジットを大企業等の自主行動計画目標達成に活用する。
- ・企業等で国交省の支援策を活用する場合必ず一部断熱が必要で方法としては天井裏グラスウール断熱(補助率も高く安価)と空調や照明や太陽光発電で2以上の方法で実施し、これで出たクレジットを大企業等の自主行動計画目標達成に活用する。
- ・企業等で経産省の支援を使用する場合は空調、照明、BEMS、冷凍冷蔵庫、断熱(一部)から2設備以上を選び実施し、これで出たクレジットを大企業等の自主行動計画目標達成に活用する。(経産省は太陽光は対象外)

○ソフト支援実施機関(全国用)について

- ・ソフト支援実施機関になるためには経済産業省の公募(3月ごろ)により採択される、資格要件は、業務を的確に遂行できるなど難しくはない。
- ・省エネ無料診断や無料削減事業計画書や事業計画の審査費用の40万円のほか実績確認費用を15万円を支援します。(1t当り8000円)
- ・ソフト支援機関は支援件数80件以上又は削減量10万t-CO₂以上のいずれかの目標を達成すること。(達成するため再委託先がある)
- ・ソフト支援機関へ依頼し能力を超えている物件や量が多い場合は省エネ診断等を再委託先や専門家団体へ支援要請ができる。
- ・地域産業局での支援件数等内容は緩和されています。
- ・国内クレジット制度エキスパート資格(CO₂削減エキスパート)は(株)日本スマートエナジーにて定期的を実施しています。(日本環境取引機構が実施するCO₂削減アドバイザーもあります、全て民間資格です)、沖縄県では沖縄CO₂削減協議会がCO₂削減分析専門技術者の民間資格を用意しています。

○その他関連事業者

- ・必要に応じて排出削減事業者と共同実施者の間を取持ち、各種支援(排出削減事業計画・実施支援・モニタリング代行等)を通じて排出削減に携わります。

○審査機関について

- ・資格はエネルギー管理士、環境プランナーER、エコアクション21審査人、経験はソフト支援機関の排出削減事業計画書作成やISO所得では9001、14001が必要また環境省の第三者検証機関が先になった方がなりやすい。

○活動が活発なソフト支援実施機関について

- ・一般社団法人国内クレジット事業支援センター(事務局は㈱スマートエナジー)や㈱日本環境取引機構や環境経済㈱が積極的に活動している、日本環境取引機構や環境経済は事業で出たクレジットを買取転売を行っている。(スマートエナジーや日本環境取引は専門家育成も行っている)
- ・国内クレジット事業支援センターや日本環境取引では省エネ診断や計画書作成等の専門家や審査員等専門家育成しソフト支援実施機関の業務への登用などを行う。日本環境取引は各地に環境取引所を設け広める方法です。
- ・国から委託されたソフト支援実施機関より再委託された組織が活発である。

報酬について(審査機関報酬は参考で見積を取ってください)				
作業順番	機 関	内 容	報酬(例)	備 考
①	ソスト支援実施機関	排出削減診断	30万円以下	ソフト支援機関で全額負担
②	ソスト支援実施機関	排出削減事業計画作成支援	25万円以下	ソフト支援機関で全額負担
③	審査機関	排出削減事業計画の審査	20万円～	事務局より40万円上限支援(※1)
④	ソスト支援実施機関	排出削減実績報告書作成支援	10万円以下	ソフト支援機関で全額負担
⑤	審査機関	排出削減量の実績確認	15万円～	事務局より15万円上限支援(※2)
⑥	国内クレジット認証委員会	事業承認、クレジット認証	0万円	

※1、審査機関、審査員ともに40万円(税抜き)を上限とする。年間排出削減見込量(t-CO2/年)につき1万円を乗じた額(税抜き)を上限とした金額を支援。

※2、実績確認の審査は審査機関、審査員共に15万円(税抜き)を上限として支援する。(削減量のクレジット量は50トン以上で以下での可能)

※3、クレジット認証時に4000円の印紙が必要です。

国内クレジット制度に活用できる補助制度について

※設備更新時(23年度)

所管	国土交通省	経済産業省		環境省
事業名	建築物省エネ改修推進事業	建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業	エネルギー使用合理化事業者支援事業	温室効果ガスの自主削減目標設定に係る設備補助事業
予算総額	100件～150件程度の採択	35億円	150億円	6億円
補助率	対象設備の3分の1以下(SIIエネルギー使用合理化の連携事業は2分の1)			
補助金上下限	5000万円以下(設備に要する費用は2500万円が限度)	なし	50億円以下	2億円以下
対象者	民間施設、地方自治体	民間施設、地方自治体(工場倉庫以外)	全業種	民間施設、工場倉庫(公共はだめ)
対象設備	躯体断熱、空調機、照明、エネルギー管理	空調機、冷凍冷蔵庫、照明、ボイラー、BEMS、躯体断熱	全設備	空調機、照明、BEMSなど燃料変換まで
対象外設備等	撤去、ルーム、諸経費(入れない方がよい)、消費税、設計費(入れない方がよい)			
条件	事業費500万円以上、省エネ率10%以上	省エネ率25%以上、設備ごの場合場合は30%以上	補助対象経費300万円以上で省エネ率1%以上または省エネ分原油換算500kℓ以上	削減量100t-CO ₂ 以上、削減メリット保証(排出枠約束)
公募期間	6月6日～8月1日(消印有効)	5月30日～6月27日(消印有効)、緊急節電対策は6月15日	5月30日～6月24日(消印有効)、緊急節電対策は6月15日	3月8日～4月22日
採択基準	躯体改修割合、省エネ率	電力削減効果が大きく夏まで事業完了が先行採択	中小企業に重点を置き電力削減効果が大きく夏まで事業完了が先行採択	費用対効率、収集すべき知見
報告義務	光熱水費2年間継続し報告	光熱水費2年間継続し報告(既設)	光熱水費1年間で90日以内に報告	排出量を報告と排出権取引参加義務
採択予定	応募締切後約2ヶ月	先行採択は公募から二週間でその他は1月31日まで	先行採択は公募から二週間でその他は1月31日まで	23年5月中旬
複数可	グループ可能			
備考	断熱割合が高い物や学校、事務所、老健施設、病院が有利	削減メリット保証が有利	削減メリット保証が有利	燃料変換が多いため空調設備更新は有利
申請難易度	簡単	普通	難しい	難しい

※通常の第一回目の公募は国交省、環境省が3月ごろで経産省が4月ごろです。

国土交通省の支援補助事業
(建築物省エネ改修推進事業)

○対象施設や設備について

- ・既設のオフィスビル等の住宅以外の建物が対象で工場・実験施設・倉庫等の生産用設備を有する建物は対象外です。(官公庁含む)
- ・構造躯体(外皮)は必須とし天井裏グラスウール断熱が安くて費用対効果が良く有効です。空調設備や照明設備や給湯設備等です。(BEMSに関しては補助するが省エネ率には含まれない)

○対象事業の要件について

- ・躯体工事は必ず行い省エネ改修事業の係る事業費が500万円以上で、改修前に比較して建物全体で概ね10%以上削減されるとみなされる改修である。
- ・年度内での着工することができること。

○対象事業者について

- ・本補助金の交付を受けて省エネ改修事業を行う建物の主やリース物件の場合はリース会社、ESCO事業でシェアードの場合はESCO事業者がそれぞれ交付授受者なり代表提案者となります。

○提案者について

- ・原則、提案者と補助を受ける者は同一者とします。又、本事業の提案内容について確認等を行う場合がありますので、補助を受ける者以外にの者が、事務代行者として応募することも可能です。

○補助率について

- ・躯体工事(窓の斜熱フィルムだけは6分の1)と設備費用に工事費(撤去費用対象外)を含め等の3分の1以内とする。
- ・太陽光発電設備も補助対象としますが、設備改修が太陽光発電設備のみの場合は対象外となります。
- ・付帯事務費として建築工事等に係る補助額の2.2%以内の額を補助します。(入れないほうがよい)

○補助限度額について

- ・建築工事等に係る補助金の額は、1事業あたり5,000万円を限度(うち設備に要する費用は2,500万円まで)とします。
- ・消費税や地方消費税や機器撤去処分費は補助対象外となります。

○対象とならないものは

- ・冷暖房器具(壁掛けルームエアコン、蓄熱電気暖房機、FF式暖房機等)
- ・浴室設備(ユニットバス、断熱浴槽等)
- ・調理器具(ガスコンロ、IHクッキングヒーター等)
- ・照明器具のうち電球の交換など工事の伴わない器具の交換
- ・斜熱シート、斜熱塗装、屋上緑化
- ・高圧変圧器、非常用発電機など

○提案公募について

- ・公募する前にホームページ上にて簡易内容にて事業登録をする必要があります。
- ・提案内容は省エネ改修内容、省エネ改修範囲、省エネ効果、経費の内訳(現在の設備仕様書必要)

○審査結果について

- ・事業の採択を決定し応募者に通知します。(公募期間後の2ヶ月ぐらい)

○補助金交付について

- ・審査結果の通知時に交付申請の手続き等についてお知らせします。

○交付申請について

- ・交付申請がなされないと補助金は交付されません、提出書類は設計図書、見積書(入札)、その他必要書類です。
- ・躯体改修割合の根拠として天井裏断熱の場合は平面(屋根状)に改修箇所を図示したものを添付する。

○申請後のスケジュールについて

- ・交付決定→工事着工報告→工事着工→工事終了→事業終了実績報告書→補助金交付→所得財産の管理→実績の報告(1年間)

○応募期間について

- ・1回目は平成22年3月上旬～4月中旬、2回目は8月中旬～9月中旬です。(採択は公募期間終了後2ヶ月後)

○第1回公募工期の注意点

- ・工期が3月にまたがることは出来ません、又3月中の着工も出来ません当然3月中の着工完了も。(2月中に着工し4月以降に完了する物件はOKです)
- ・第2回公募の場合は年度中の着工です。(3月中に着工し4月以降に完了する物件)

○提出先、問い合わせ先、資料配布先

〒102-0083 東京都千代田区麹町3-5-1 全共連ビル麹町乾館

独立行政法人建築研究所 省エネ改修推進事業担当

(省CO2先導事業評価室(連絡室)内)

FAX :03-3222-7882

メールアドレス :kaishu@kenken.go.jp

ホームページ ://www.kenken.go.jp/shpuenkaishu/index.html

電話 :03-3222-6750

経産省の支援補助事業(建築物に関わるもの)
(建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業)

○対象施設や設備について

- ・民生部門(官公庁含む)の建物を対象とし、設備は空調、給湯、照明、断熱、BEMS、冷凍/冷蔵で2項目以上の実施とする。

○対象事業の要件について

- ・事業費の制限はなく建物全体の過去3年間のエネルギー消費量平均値を25%程度削減できること。または一つの設備用途区分の過去3年間のエネルギー消費量割合が30%以上で平均値を30%程度削減できること。

○対象事業者について

- ・本補助金の交付を受けて省エネ改修事業を行う建物の主やリース物件の場合はリース会社、ESCO事業でシェアードの場合はESCO事業者がそれぞれ交付授受者なり代表提案者となります。

○補助率と限度額について(予算総額は37億円)

- ・対象設備、工事費用の3分の1以内で上限は有りません。(消費税は含められない、設計費、諸経費、事務費も含めないほうが良い)

○対象とならないものは

- ・ルームクーラー、機器撤去処分費用です。

○交付決定日及び交付日について

- ・平成23年7月上旬～24年1月31日とし工事が完了しお客様から業者へ支払い2月中に審査しNEDOから申請者へ24年3月に支払う。

○交付申請について

- ・リース契約の場合リース料が補助金相当分が減額されていること、再リースについても同様です。
- ・リース期間は導入した補助対象設備を法定耐用年数以上でのリース契約とする。ただし、リース契約が法定年数短くせざる得ない正当な理由がある場合はリース契約完了後、法定耐用年数以上まで再リースする旨を契約書特記事項に記載すること。

○工事請負契約書

- ・補助事業者、リース会社、工事請負業者の3者にて締結することが望ましい。

○申請後のスケジュールについて

- ・公募説明6月14日(沖縄)→公募期間5月30日～6月27日→SIIへ行く(7月中)→公募決定8月→SIIへ行く→決定後事業開始→中間報告SIIへ行く→支払完了平成24年1月31日→補助金交付平成24年3月

○応募期間について

- ・平成23年5月30日～平成23年6月27日(月) 17時30分(必着)
- ・緊急節電対策に関して平成23年6月15日(水) 17時30分(必着)

○提出先、問い合わせ先

〒104-0061 東京都中央区銀座8-18-11 銀座エスシービル8階

TEL:03-5565-4063

FAX:03-5565-4062

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

審査第2グループ 建築物担当宛

お問い合わせ:平日 10:00～12:00、13:00～17:00

経産省の支援補助事業(住宅に関わるもの既築)
(建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業)

○応募受付期間について

- ・平成23年5月30日～平成23年6月24日(必着)

○必須設備について

- ・空調機(冷房COP3.3以上)、HP給湯器(APF3.1以上)又は高効率熱回収ガス給湯器又は、高効率熱回収石油給湯器、省エネナビです。

○省エネ率について

- ・改修部分の消費エネルギーを25%程度削減すること。(20%未満は採択しません)

○補助対象者について

- ・常時居住し専用住宅であること(建売住宅や賃貸用の住宅は対象外です)

○補助対象事業について

- ・システム導入後3年間継続し電気、ガス等の使用量及び使用状況等の報告が出来ること。
- ・直近1年間の電気、ガス等の使用量を報告できること。
- ・交付申請は工事完了後から30日以内か平成22年11月末日のいずれか早い日までに補助交付申請書(兼工事完了報告書)を提出できること。

○事業期間について

- ・採択決定後(H23年7月上旬)
- ・補助対象費用の1/3以内

○提出、問い合わせ先

〒104-0061 東京都中央区銀座8-18-11 銀座エスシービル8階

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

審査第2グループ 住宅担当

TEL:03-5565-4063

FAX:03-5610-9761

経産省の支援補助事業
(エネルギー使用合理化事業者支援事業)

○対象事業者、施設や設備について

- ・全業種で省エネ設備全部です。(事業者)

○対象事業の要件について

- ・建物全体の平成22年度をベースとして1%以上事業費300万円以上か原油換算で500kℓ以上であること。

○補助率と限度額について(予算総額は150億円)

- ・対象設備、工事費用の3分の1以内で上限は50億円以下です。(消費税は含まれない、設計費、諸経費、事務費も含めないほうが良い)

○提出、問い合わせ先

〒104-0061 東京都中央区銀座8-18-11 銀座エスシービル8階

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

審査第一グループ

TEL:03-5565-4463

必ず「エネルギー使用合理化事業者支援事業 甲府申請書在沖」

太陽光発電システムの補助金制度について

○太陽光発電システムの種類

- ・低圧配電線と逆潮流有りで連係すること。

○太陽光モジュールの公称最大出力

- ・10kW未満とすること。

○太陽光発電システムの価格

- ・工事込みで60万円/kW以下であること。(23年度)

○補助金交付額は

- ・1kW当りの補助金額は48,000円です。(H23年度沖縄県は1件当たり2万円、那覇市は1kW3万円上限5万円、南風原町1件当たり3万円)

○電力会社による買取について(23年度)

需給最大電力	低圧供給		高圧供給	
	太陽光発電設備を単独で設置する場合	他の自家用発電設備(蓄電池を含む)を併用する場合(風力等)	太陽光発電設備を単独で設置する場合	他の自家用発電設備(蓄電池を含む)を併用する場合(風力等)
10kW未満	42円/kWh	34円/kWh	24円/kWh	20円/kWh
10kW以上	24円/kWh	20円/kWh		

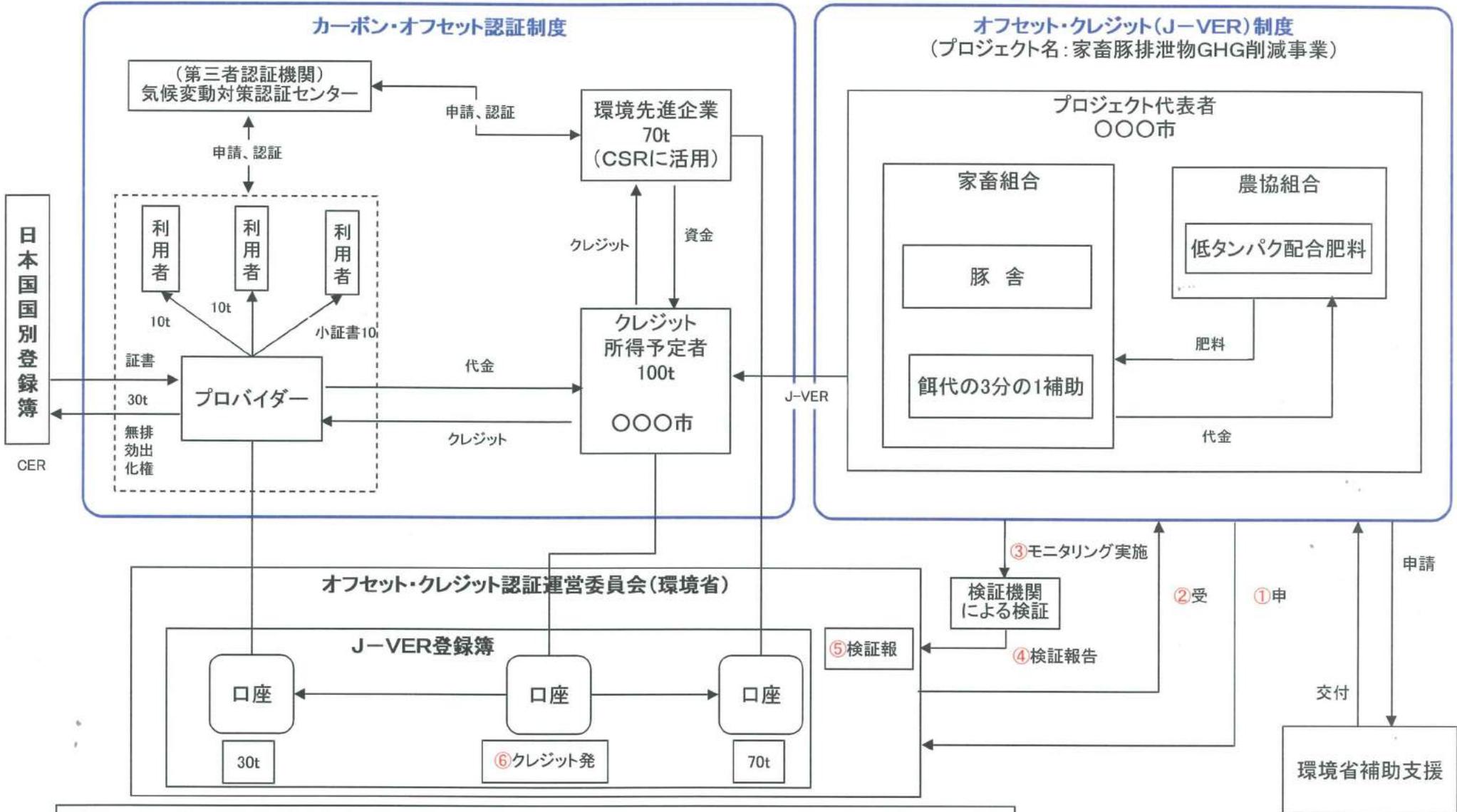
※平成24年3月31日までに電力受給契約の申込みを受け、原則として平成24年6月30日までに電力受給を開始した場合は上記の単価が適用されます。(10年間です)

※適用対象外について

- ・需給最大電力が500kW以上の場合
- ・需給最大電力が50kW以上500kW未満で契約電力を上回っている場合

※沖縄県の発電予測順位は13位です。(47都道府県中です1位は高知県で最下位は京都府の天津です)

オフセット・クレジット(J-VER)制度について



※オフセットクレジット認証運営委員会(事務局:気候変動対策認証センター)による申請受付・登録・認証手数料は有償で(約25万円～)、口座開設等手数料(約2万円～) ※検証機関の検証料(100万円～で補助が上限で100万円あり)

※補助金によるクレジット割引なし

○オフセット・クレジット(J-VER)制度について

- ・国内で実施されたプロジェクトによる温室効果ガス排出削減・吸収量をカーボン・オフセットに用いられる信頼性の高いクレジットとして認証する制度です。
- ・本制度により市民・企業・自治体等がカーボンオフセットを行うための資金が地方の森林整備や地域地場産業等の国内のは排出削減・吸収プロジェクト事業者へ還流される。民間資金を活用して、地球温暖化対策と雇用・経済対策を一体的に推進することが出来るグリーンニューディール促進策の一つです。

温室効果ガス排出削減・吸収クレジット創出支援事業(環境省)について

23年度は中止

○本事業の目的について

- ・中小企業や農林業等における排出削減・吸収活動の促進を図ることを目的として、J-VER等の創出に対し、設備投資や伐採等への補助を実施するものです。

○補助対象の事業について

- ・オフセットクレジット(J-VER)等を活用し地域興し事業
- ・新規排出削減・吸収分野開拓事業

○公募できる者の要件等

- ・民間企業、地方公共団体、独立行政法人、一般公益どちらの社団法人と財団法人

○公募期間

- ・平成22年4月9日～22年5月14日 17:00時まで

○提出先

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 市場メカニズム室

担当：泉、新中、西村 TEL：03-3581-3351(代表)内線：6781

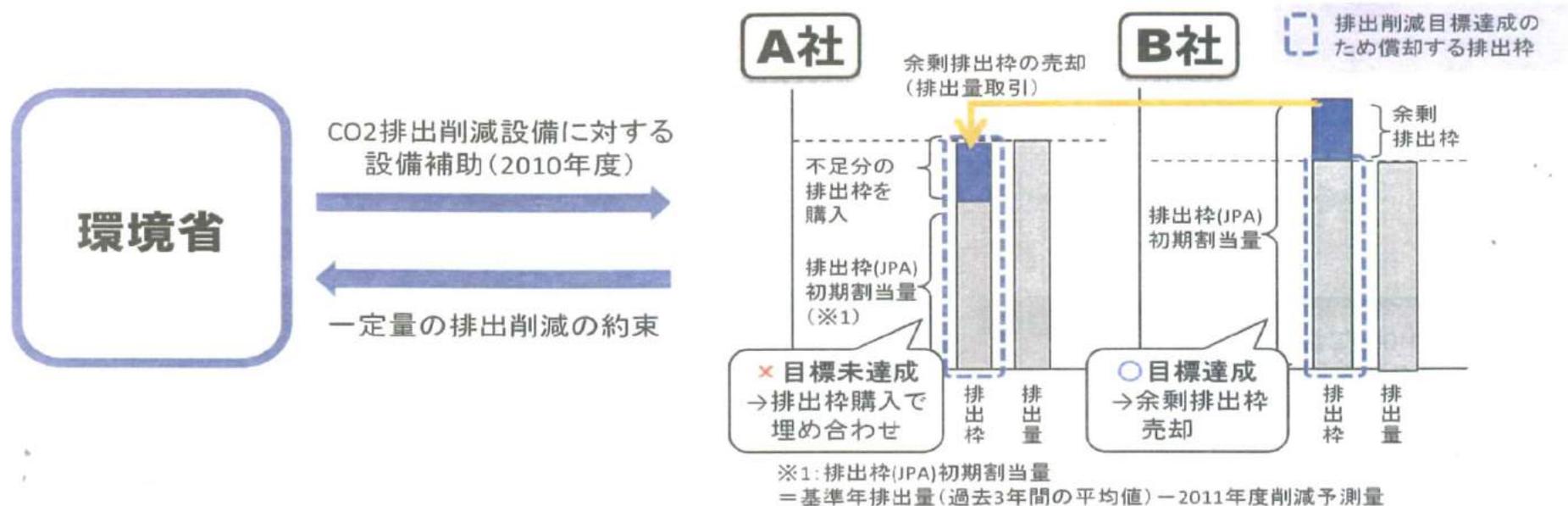
国内クレジット制度とオフセット・クレジット(J-V E R)制度
との比較について

	国内クレジット制度	オフセット・クレジット制度
クレジットの使用目的	自主行動計画の目標達成に使用する(排出削減試行スキーム内での使用も出来き、カーボンオフセットにも活用可能)	企業のCSRを目的にした自主的なカーボンオフセットの活用(企業の目標達成には使用できない)
所管省庁	経済産業省、環境省、農林水産省	環境省(林野庁と連帯)
森林・林業関係の対象事業	設備更新による事業(森林吸収は対象外)	森林等による吸収対象です
削減事業者の資格	自主行動計画に参加していない企業	特になし
申請方法	クレジット購入企業の共同実施者が必要です	プロジェクト事業単独で申請が可能です
事務局	国内クレジット制度認証委員会	オフセット・クレジット制度認証運営委員会
費用	事務局手数料:なし 審査等費用:審査機関による計画審査費用:20万円~(40万円支援) 実績確認費用:審査機関による実績確認費用:10万円~(15万円支援)	事務局手数料:申請受付・登録・認証手数料:25万円~ 口座開設等手数料2万円 検証費用:検証機関の検証料:100万円~(100万円補助有り)
支援策	ソフト支援実施機関からの支援:無料診断、計画書作成、審査機関への一部支援(上限40万円) 国土交通省:建築物省エネ改修推進事業(上限5000万円) NEDO:建築物高効率エネルギー導入促進事業(上限なし)	環境省:GHG排出削減・吸収クレジット創出支援事業(検証料補助) 環境省:GHG排出削減・吸収クレジット創出支援事業(設備等の補助)
補助金の取り扱い	設備導入等の補助金割合によりクレジット量を割引かなくてもよい	設備導入、森林整備等の補助金によるクレジットの割引きはなし
クレジット価格	企業間の関係性により決定する(クレジット売買契約時印紙税4000円)	売り金額5000円/t-CO ₂ ~10500円/t-CO ₂ (プロバイダー手数料込み)
転売	転売できます。仲介者が一旦国内クレジットを買取り、クレジットを最終需要家に転売できます。自ら償却もできる。	当然出来ます。またカーボンオフセット認証制度を活用しオフセットプロバイダーが排出削減証書を所持し子証書にて販売も出来ます。

自主参加型国内排出量取引制度(JVETS)について

【制度の概要】

- 国内排出量取引制度に関する知見・経験の蓄積と、事業者の自主的な削減努力の支援を目的として、環境省が2005年度から開始。
- CO2排出削減設備に対する設備補助、一定量の排出削減の約束、排出枠の取引により、積極的にCO2排出削減に取り組もうとする事業者を支援し、确实かつ費用対効果に優れた形で削減を実現するもの。
- のべ300の事業者が目標保有参加者として参加(第1期～第5期)。



温室効果ガス排出削減目標設定による設備補助

○自主参加型国内排出量取引制度について

- ・温室効果ガス(GHG)費用効率的かつ確実な削減と、国内排出量取引制度に関しての知見・経験の蓄積を目的として、平成17年度から開始したものです。
- ・GHGの排出削減に自主的・積極的取り組みとする事業者に対し、一定量の排出削減約束と引き換えに省エネルギー等によるCO2排出抑制設備の整備に対する補助金を交付する。
- ・単独工場・事業場だけでなく、複数の工場・事業場をまとめたグループ単位でもグループ参加者として参加できます。
- ・本制度の参加者は、排出量取引の国内統合市場の試行的実施における試行排出量取引スキームの参加者として位置付けられます。

○制度の参加方法による種類

- ・目標保有参加者タイプA:一定量の排出削減を約束する代わりに、省エネ設備等の整備に対する補助金と排出枠の交付を受ける参加者。
- ・目標保有参加者タイプB:設備補助を受けることなく、排出枠の交付を受ける参加者。
- ・取引参加者:排出枠の取引を行うことを目的として、登録簿に口座を設け、取引を行う参加者。(補助金なし)

○補助対象事業について

- ・国内における、省エネルギー等によるCO2排出抑制設備で補助の費用効率性を判断基準として採択する。
- ・業務用太陽光発電システムは補助対象外とする。

○補助対象となる事業者について

- ・民間企業、独立行政法人(国や地方公共団体は対象外です)

※ESCO事業(シェアードセービングス契約)やリース等(リース契約)活用の場合はESCO事業者やリース会社と建築主の共同申請とします。

※原則として、同一法人の工場・事業場によって構成されたグループのみを目標保有参加者タイプAとして参加可能とします。

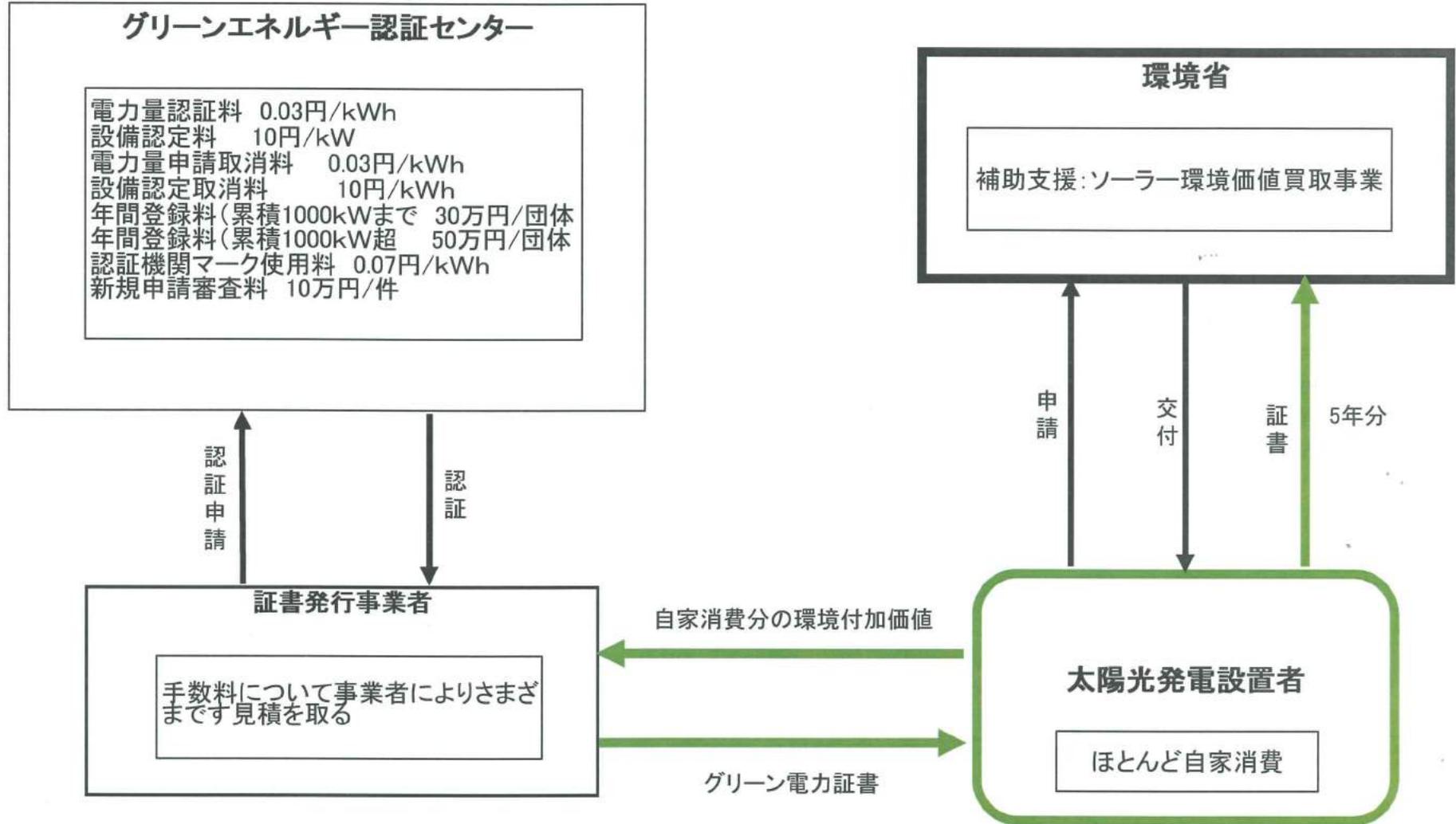
○補助率と交付額

・補助対象経費の総額の1/3以内とし、2億円を上限とする。(排出削減量の合計が100t-CO₂以上、事業総額12億円)

○事業スケジュール

2009年度	募集開始	3月2日～4月20日
2010年度	設備整備期間	5月中旬採択結果の公表(目標保有参加者タイプA)
		5月下旬 採択事業者に対する説明会
		6月中旬 検証機関の決定
		6月中旬～12月頃 基準年度排出量の検証実施
		1月頃 検証済み基準年度算定報告書の提出
		2月頃 検証済み基準年度算定報告書の確定
		2月頃 排出削減実施年度に関するモニタリングプランの提出
		2～3月 上記モニタリングプランの承認及び確定
2011年度	排出削減実施期間	4月～3月31日 排出削減対策の実施
		4月 排出枠(JPA)の交付
		4月～ 排出枠の取引の開始
2012年度	調整期間	4月 削減対策実施年度算定報告書の作成
		4～6月 削減対策実施年度排出量の検証
		4～11月 排出枠保有量の調整期間
		11月30日 排出枠等の償却期限

グリーン電力証書について



ソーラー環境価値買取事業について

○補助対象事業者の概要及び目的

・環境省は事務事業から発生するCO2排出量を順次オフセットするため、全量を自家消費する業務用太陽光発電施設の整備に際し、設置後5年間分のグリーン電力証書を環境省に収めることを条件に支援するものであり、低酸素社会の構築に欠かさ事の出来ない太陽光発電の普及拡大と、環境省自らの事務事業における環境配慮を目的とします。

○公募する事業の対象

・電力事業者との電力供給約款契約が特別高圧系もしくは高圧連携(みなし低圧連携を含む)することになっている民間事業者が、国内において業務用太陽光発電設備(設備容量の合計が20kW以上で500kW以下に限る)を設置する事業で、以下の要件に該当するものを対象とします。

○補助事業者及び補助事業の年数

- ・民間事業者(国や地方公共団体は対象にはなりません)
- ・ESCO事業やリース等の活用の場合はESCO事業者やリース会社が建築主と共同申請者とする。

○補助対象事業の選定

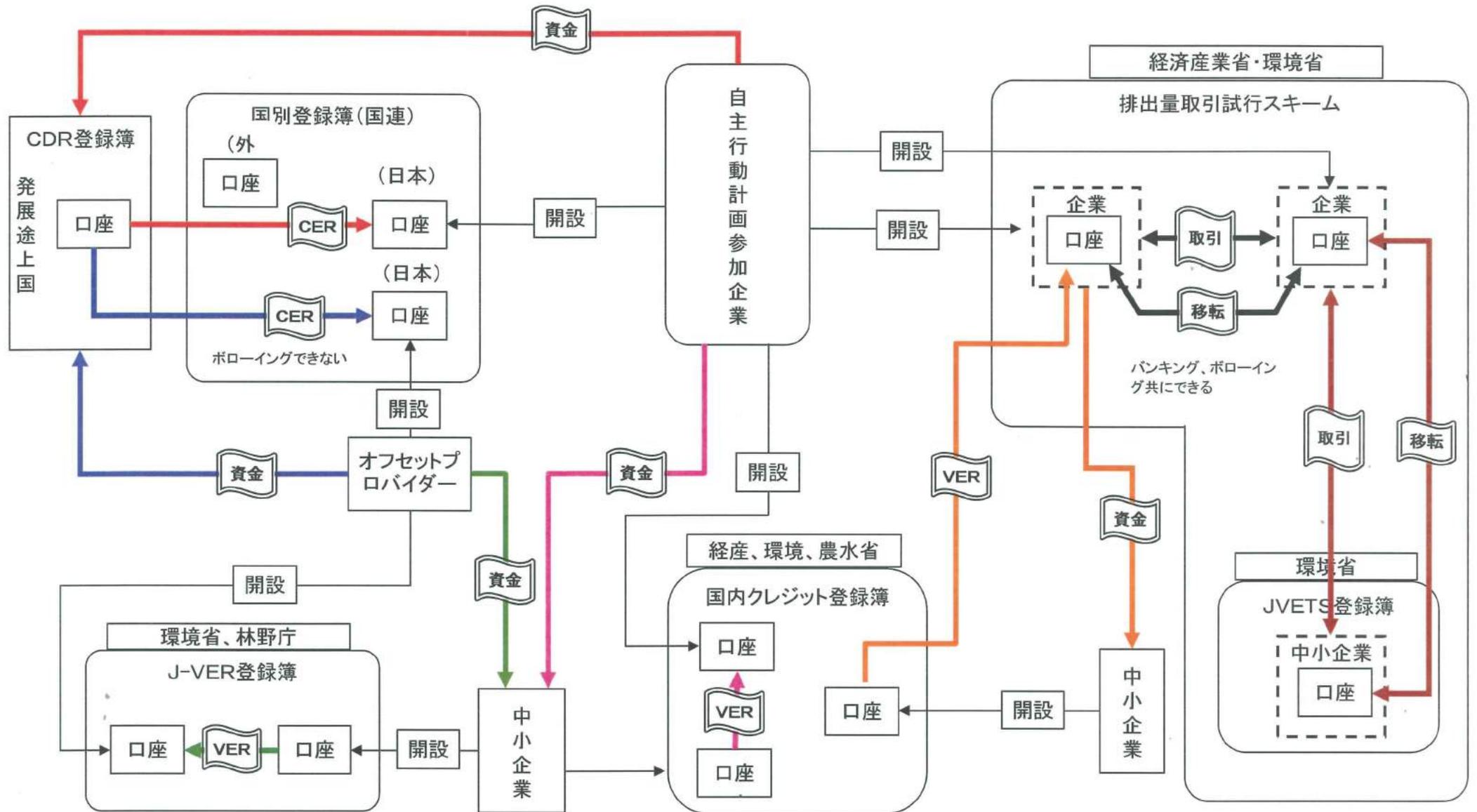
- ・病院、ホテル、商店などが有利

○交付額(予算総額4億5千万円)

- ・太陽光発電設備1kW当り30万円を上限とします。

各種制度登録簿の関係について

※CER以外にERU、AAUがあります。

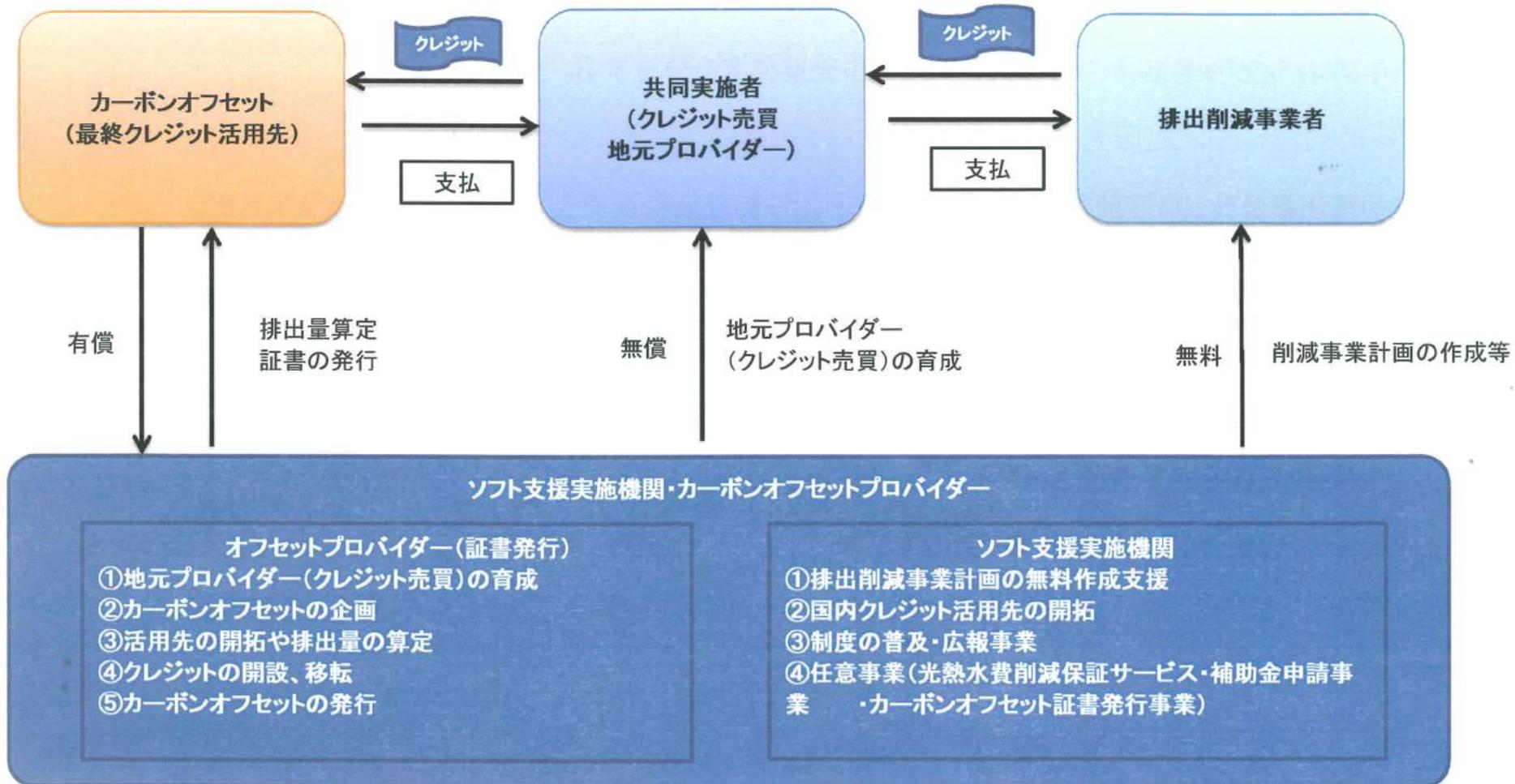


32 ※現在自主行動計画の目標達成には使えない。

※現在京都議定書の目標達成には使えない。

国内クレジットを活用したカーボンオフセットについて①

◎地産地消的なカーボンオフセットを推進する為、クレジットの売買する地元オフセットプロバイダーの育成や証書発行するプロバイダーを地元とする必要があると考えます。



◎国内クレジット制度を普及させるための対策としてクレジットの買手先の発掘が重要ですが沖縄県においては自主行動計画の目標達成に活用する企業が少ないためカーボンオフセットやCSR、省エネ法による共同省エネルギー事業などに積極的に活用する。

○カーボンオフセットによる活用を重点施策とする。

- ・カーボンオフセットプロバイダーを証書発行事業とクレジット売買事業を分離する。
- ・売買プロバイダーにインセンティブ(販売利益)を与えクレジット最終使用者を共同で開拓する。
- ・難しい証書発行や排出量算定、口座開設・移転・無効化などは沖縄電気保安協会で実施することで推進できる。
- ・売買プロバイダーへの参入の呼びかけや育成を行う。
- ・カーボンオフセットの活用メニューを多数開発する。
- ・カーボンオフセットの活用のため公的機関へ打診する。
- ・沖縄県地球温暖化対策実行計画協議会とのマッチングを図る。
- ・那覇市地球温暖化対策協議会とのマッチングを図る。
- ・沖縄から本土へ発信をキーワードとし全国電気保安協会を通しクレジット活用者を発掘する。
- ・ホームページ上での法人向け販売や個人への子証書による販売を行う。

カーボンオフセットスパイラルについて

